

「業法適用除外」「経過措置期間延長」

4月以降も取り組み強化

共済の今日と未来を考える懇話会

共済の今日と未来を考

現を求め続けてきた。延

める法律案」の提出を大

だ。

4月に入り、同会（中

心となる4団体は、日本

勤労者山岳連盟（労

山）、全日本民主医療機

が従前どおり健全に運営

3月24日の、4野党（民

会および、すでに全国30

措置を早急に講じるよう

要求する」との声明を発

表。4団体はそれぞれの

は、新たな経過的措置

改めて与野党議員に要望

できるように、「新保険

主・共産・社民・国民新

都道府県に広がっている

地方懇話会では引き続き

山）、全日本民主医療機

は、4団体はそれぞれの

は、新たな経過的措置

改めて与野党議員に要望

改めて与野党議員に要望

月31日までを期限とする

よる参議院事務総長への

適用除外などを求める活

関連会（民医連）、全

が破壊・解散させられて

方針による取り組みを開

は、新たな経過的措置

改めて与野党議員に要望

改めて与野党議員に要望

経過措置期間延長」の実

「新保険業法見直しを求

動を強化していく方針

国商工団体連合会（全商

発生する被害は、国民の

始している。日本勤労者

（事後精算寄付金方式の

改めて与野党議員に要望

改めて与野党議員に要望

連）、全国保険医団体連

いのちとくらしに直結し

山岳連盟が行ってきた

「特別基金」で、事故

するための国会内集会を

合会（保団連）の活動

ているだけに、実際に被

「労山遭難対策基金」

への給付活動を継続する

予定しており、懇話会共

は新たなステージに入っ

害が発生してからでは手

（1年更新で、更新月は

用除外が実現した場合に

による金融庁に対する要請

た。同会の取り組みは全

遅れ。懇話会では、自主

月31日をもって、新規・

は、速やかに「特別基

行動）も検討している。

国に広がっており、地方

党が一致して実効ある措

受け付けを中止した。

また、保団連ではすで

に06年4月以降新規の引

書提出の動きも活発化し

置を早急に講じるよう強

た基金は、期限月まで有

き受けを中止しており、

に06年4月以降新規の引

ている。

く要望するとともに、最

後までその実現を目指し

効で、万一の遭難などの

に06年4月以降新規の引

党が共同して自主共済を

救済するため、実効ある

場合、民医連では、協同組

式に移行させ協同組合法

に基づく活動をしていく

4月1日には、「与野

新たな共済募集が停止

期限月を迎えた場合に

今後、4月24日には、

改めて与野党議員に要望